

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2018年
No. 83
2018年2月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会
THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL http://www.jase.faje.or.jp 発行人 鈴木 勲 編集人 中山博邦
© JASE. 2018 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

性的指向・性自認に関連する行政の現状と課題… 1	性教育の現場を訪ねて⑪…………… 8
多様な性のゆくえ⑩…………… 6	今月のブックガイド…………… 10
Dr.上村茂仁の性の悩みクリニック⑬…………… 7	JASEインフォメーション…………… 11

性的指向・性自認に関連する行政の現状と課題 2016年度の悉皆調査から

「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ（政策クラスタ）
調査統括責任者・谷口洋幸（高岡法科大学教授）

はじめに

法務省が毎年実施している人権週間の啓発活動強調事項には、2002年から「性的指向にもとづく差別をなくそう」、2004年から「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」(2016年から「性自認を理由とする差別をなくそう」)が掲げられている。また、内閣府が策定している男女共同参画基本計画では、第3次計画(2010)において「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」と明記された。この記述は現在実施中の第4次計画(2015)にも引き継がれている。ところが、これらの文書を根拠とした国や自治体の具体的な施策については、あまりよく知られてこなかった。

一方、2015年に東京都渋谷区において、区内在住の同性カップルにパートナーシップ証明書を発行する手続きが条例化されたことを契機に、自治体における

認識に変化の兆しがみえてきた。同性カップルないし性的指向だけでなく、性自認も含めた人権施策や男女共同参画施策のあり方についても議論が展開されるようになってきた。自治体が主催する啓発活動も飛躍的に増えており、自治体の職員向け研修なども活発化している。

科研費「日本におけるクィア・スタディーズの構築」(代表・河口和也広島修道大学教授)の研究グループでは、このような関心の高まりを学術の領域から分析すべく、2016年4月から7月にかけて、全国にある約1,800の自治体に対する調査を実施し、その結果と分析をまとめた報告書(以下、調査報告書)をウェブで公表した⁽¹⁾。今回の調査に先立ち、2014年には47都道府県および20の政令指定都市の人権担当部局および男女共同参画担当部局への調査も行っている。

この2014年の調査では人権施策の標語には含まれているものの、具体的な事業化はほとんどなされていないこと、男女共同参画施策では性的指向や性自認の

課題が浸透していないこと等が明らかとなった。本調査は、2014年の調査結果を踏まえ、調査対象を全自治体に広げて実施したものである。

なお、本調査が2016年4月から7月にかけて実施されたものであるため、自治体の回答日以降のデータが反映されていないことにご留意いただきたい。先述のとおり、調査時期は自治体の取組がまさに飛躍的に増えていた最中であった。追加での情報提供をいただいた自治体も多かったが、調査の科学性を担保するため、回答以降の情報については今回の分析対象には含めていない。

1. 調査の動機

調査結果の紹介の前に、この調査を実施するに至った経緯ないし動機をまとめておく。この調査には、主に2つの研究動機があった。

ひとつは研究グループの意識調査チームが公表した報告書の結果との関係である。2015年の『性的マイノリティについての意識：2015年全国調査報告書』は、性的マイノリティについて学校で教えることの是非や、当事者が身近にいることへの感覚、同性婚の可否など、さまざまな視点から一般社会の意識を明らかにした⁽²⁾。その報告書の中で、性自認や性的指向に関する知識や認識を得るための情報源について、国や自治体から発信される広報誌やポスター・パンフレットから情報を得ている人々が少ない実態も明らかになった。10数年にわたり、性的指向や性同一性障害ないし性自認に関する理解の増進について、少なくとも文言上は啓発活動を進めてきたにもかかわらず、である。事実、住民からの性的マイノリティ関連の取り組み要請に対して、自治体の担当者から「社会の理解が得られていない」「取り組む根拠がみあたらない」と返答されることもいまだ多い。なぜそのような乖離が生じるのか。これが研究動機のひとつである。

もうひとつの動機は、国連の専門委員会における日本の人権状況審査にかかわる。国際人権自由権規約の履行監視機関である国連自由権規約委員会は、締約国の条約実施状況について定期的に審査を行っている。2008年の審査において、日本政府は委員会から、公営住宅の入居要件から同性カップルが除外されていることについて改善すべきとの勧告を受けた。これに対

して、日本政府は、2012年に委員会へ提出した定期報告書の中で、「公営住宅法の改正に伴い、親族関係にない同性の同居を含め、同居親族による入居者資格の制限はなくなっている」と報告した。

しかし、どの自治体における入居者資格をみても、同居親族要件は現存しており、同性カップルが公営住宅に入居できない状況は続いていた。2015年に同性パートナーシップ宣誓制度を導入した東京都世田谷区ですら、区営住宅の同居親族要件の撤廃が、制度導入後に議会で審議されたことは、前述の定期報告書に記載された内容に疑義を生じさせる。このような誤認が生じないように、自治体のかかえる課題を把握しておく必要性が、もうひとつの研究動機となった。

2. 調査の概要

この調査は、「性自認・性的指向に関連する施策についてのアンケート」と題し、全国の都道府県・市町村・特別区の総計1,738自治体について実施した。実査直前の4月中旬に熊本地震が発生したため、熊本県の全自治体（46自治体）ならびに宮崎県の4自治体（椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）への協力依頼は見送った。結果、全国1,788自治体のうち、1,738自治体が対象となった。最初に各自治体の男女共同参画担当部署または担当者宛に依頼状を郵送し、ウェブ画面での回答をお願いした。回答に使用したウェブ画面はオーダーメイド型のウェブ画面構築を専門業者に依頼し、重複回答等の防止のため、自治体ごとにユニークなIDとパスワードを振り当て、入力内容の送信はSSL機能で暗号化している。なお、セキュリティ等の関係でウェブ画面での回答ができない場合に対応するため、メール、FAX、郵送による回答も併用した。調査期間は2016年4月22日から6月17日の9週間であったが、メール、FAX、郵送回答文は7月8日到着分までのものを有効とした。なお、この調査で用いた手法は、別の自治体悉皆調査（『性・性別に関する「複合的に困難な状況におかれた人々」に関する取り組み実態アンケート』（調査主体：（一社）部落解放・人権研究所）の調査手法を応用させたものである⁽³⁾。

質問項目は問1から問5の全5項目で実施した。問1と問2が文書内容を問うものであり、問3は具体的

な取り組みを問うている。問4は市民団体の把握状況を、問5は担当者について伺った。

まず、問1および問2は、性自認や性的指向に直接関連する文言が自治体の文書に含まれているかを問うた設問である。問1において条例、問2において計画・プラン・指針・宣言など（以下、計画等）を対象とし、それぞれの文書について施行年月と該当する文言の言及部分について質問した。問1の条例は、議会における多数決で採択されるものであり、形式的にせよ、大多数の人の合意を必要とする。性自認や性的指向にもとづく差別や人権侵害を受けている側は、確率的に考えて大多数側を形成することはできない。対して、問2は原則として行政事務担当者が原案など主要な役割を果たす。もちろん、有識者懇談会等の手続きを要するもの多いが、条例に比べると、担当部署や担当者の実質的な裁量は広い。また、文言が記載された社会背景や他の自治体からの影響などを検討するために、施行年月も問うている。ただし、過去の条例や計画等における言及の有無を問うていないため、記載された記述の歴史的経緯はたどれていない。

次に、問3は、性自認や性的指向に関連する事案への対応や住民から寄せられる相談や意見、要望について質問した。遡る記録を限定するため、期間は過去3年間とした。把握している件数を問うた後に、事例ごとに3つの点を質問した。具体的な内容、取り組みの状況、そして自己評価である。具体的内容は差し支えない範囲での自由記述とした。取り組みの状況は、相談対応、連携、意識啓発、事業化などの類型を選択してもらう回答手法を用いた。相談対応については方法や場所、連携については連携先の部署や団体、意識啓発については媒体や形式、事業化については具体的な施策などを回答してもらうため、選択した後にも自由記述欄を設けている。

最後の問4は近年の自治体における性的マイノリティ関連事業において、いわゆる当事者団体との連携がはかれる場面が多いことに鑑み、自治体がどれだけ意識的に性的マイノリティの市民団体を把握しているか問うたものである。

3. 調査の結果

対象とした1,738自治体のうち811自治体から回答

があった（回収率46.7%）。うちウェブ回答が677件（83.5%）、メールが30件（3.7%）、FAXが83件（10.2%）、郵送が21件（2.6%）であった。

設問ごとの回答結果は、以下のとおりである。

問1の条例における言及の有無については、「ない」が786自治体（96.9%）、「ある」が25自治体（3.1%）、問2の計画等における言及の有無については、「ない」が623自治体（76.8%）、「ある」が188自治体（23.2%）であった。問1と問2の結果を視覚的にわかりやすくするため、Google Earthを用いて表示する地図も作成し、公開している。利用方法については調査報告書をご覧ください。

問3の具体的な取り組み（対応・実践例など）については、「把握していない」が689自治体（85.0%）、「1件」が73自治体（9.0%）、「2件」が9自治体（1.1%）、「3件」が10自治体（1.2%）、「4～9件」が16自治体（2.0%）、「10件以上」が13自治体（1.6%）、無回答が1自治体（0.1%）という結果であった。

4. 調査結果の分析

調査の結果について次の3点から分析を行った。ここではそれぞれの分析の要点をまとめておく。より詳細な分析の内容については調査報告書をご参照いただきたい。

(1) 条例の言及と文言

問1の条例における言及について、「ない」が786自治体（96.9%）、「ある」が25自治体（3.1%）という回答結果であった。このうち、「ある」と回答した自治体のうち、男女共同参画関連条例への記載が24件、人権関連条例への記載が1件となっている。もともと人権関連条例をもつ自治体が少ないこともあるが、男女共同参画関連条例に性的指向や性自認が盛り込みやすいこともわかる。また、類似の文言が多く用いられており、他の自治体の例を参考に読み解ける。たとえば、「性同一性障害を有する（持つ）人やその他多様な性」「性同一性障害者等」「性同一性障害又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等」「性的指向又は性自認に起因する差別」など、特定の用語が共通して見受けられる（調査報告書20-22頁（河口執筆））。

(2) 計画等の言及と文言

問2の計画等における言及について、「ない」が623自治体(76.8%)、「ある」が188自治体(23.2%)という回答結果であった。問1にくらべて6倍以上の自治体が「ある」と回答しており、施策を実施は計画等に依拠していることが推測できる。文言が掲載されている文書は男女共同参画関連または人権関連の計画等である。数値的にはほぼ同じくらいの割合(累計で男女108、人権110)であり、男女共同参画および人権のいずれの施策としても明文上の根拠が存在している。用いられている文言は、自治体数の累計で「性同一性障害」が117、「性的指向」が80と多い。その他、「性的マイノリティ」が52、「性的少数者」が48、「同性愛者」が46、「両性愛者」が28、「多様な性」が40、「LGBT」が32と続く。傾向としては、2010年以降に言及が増加しており、とくに2015年から2016年にかけて急増していることが明らかとなった(調査報告書23-43頁(釜野・堀江執筆))。

(3) 具体的な取り組み

問3の具体的な取り組みの回答は多様なものであった。このうち、住民からの要望や相談が自治体の取り組みを後押しした例が多く回答されていた。具体的には、性的指向や性自認に関する理解を深めるための職員等への研修の実施、市民向け講座やシンポジウムなどを通じた啓発活動、基本計画等の文書に文言を追加する動きなどがある。とくに性的マイノリティの当事者を招聘して、職員向けの研修を実施している自治体が多く、継続的なテーマとして位置づける自治体もあらわれてきた(調査報告書47-49頁(谷口執筆))。また、性別記載欄に関する取り組みについての回答も多く、自治体そのものが対応できる部分から少しずつ施策が始められていることも明らかとなった(調査報告書56-59頁(河口執筆))。

特筆すべきは、同性パートナーシップ認定手続の導入について、住民や議会からの要望があった旨の回答が多く寄せられたことである。問3に「把握している」と回答した121自治体の約4分の1にあたる33自治体が、具体例のひとつとして回答した。要望をうけた多くの自治体では、関連する啓発活動の強化や、検討する旨の回答や報告にとどめる対応例も多いが、部局内で具体的に検討会議を開催したり、先行す

る自治体の情報を収集するなど、積極的な対応を行った自治体もあった。住民からの要望が議論のきっかけとなった好例といえよう(調査報告書60-63頁(釜野執筆))。

5. 調査からみえる課題

問3で回答された具体的な取り組みの中では、前述のように、啓発等の施策へと繋がった事例がある一方、自治体が抱える困難も明らかとなった。

たとえば、住民等からのさまざまな要望に対して、自治体が対応できる範囲や対応すべき内容についての困難である。特定の窓口設置要望など、具体的な施策を実施するための枠組みや予算、人員配置など、施策の必要性と実現可能性のはざまでの困難が生じうる。また、就労にかかわる事案など、公的機関が直接的に介入できない相談への対応や、より高い専門知識をもつ部局との連携など、自治体の管轄等に由来する限界も明らかとなった(調査報告書50-55頁(石田執筆))。

このような限界や困難とともに、この調査が明らかにしたのは、性的指向や性自認に関する施策の根拠となる条例や計画等は、取り組みが飛躍的に増えてきた2015年以前にもすでに豊富に存在していた、という事実である。未回答の自治体および未調査地域にも、具体的な文言を含む条例や計画等が存在することは想像に難くない⁽⁴⁾。自治体の文書をまたずとも、冒頭に述べたとおり、国の人権施策や男女共同参画施策の基本文書には、取り組みの根拠が明記されている。したがって、次に課題となるのは、それぞれの自治体は具体的に何ができるのか、何をすべきか、ということである。調査から見えてきた取り組みの具体例には以下のようなものがある。

(a) 計画等への明記：性的指向や性自認に関連する文言は、条例よりも計画等に多く盛り込まれている。「性別」「男女」「ジェンダー」などの関連する文言の解釈によって、性的マイノリティに関連する施策を進めることも可能であるが、やはり文言として明記されていることは重要である。施策の明示的な根拠となるだけでなく、文書に書かれることではじめて、自治体側の認識が住民等に示されることになる。条例は議会というハードルがあるものの、計画等は自治体ないし諮問会議等の裁量が広いいため、まずは計画等に文言を盛

り込むことが肝要である。

(b) 不要な性別欄の廃止：印鑑証明書の性別欄など、自治体の権限内で可能な範囲の文書の見直しは、2000年代前半からすでに多くの事例がある。性別に違和感のある当事者らにとって、文書における性別欄は手続的で些細な問題ではなく、個人の尊厳にかかわる重要な事項である。廃止された性別記載欄のリストアップなど、先行する自治体からの情報提供や相互の情報共有も急務である。

(c) パートナーシップ認定手続：現在6つの自治体において、婚姻に相当するパートナーシップの認定手続が実施されている（調査報告書64-82頁（谷口執筆））。多くは自治体の内部文書としての「要綱」による制度構築であり、今後も増加していくことが予測される。パートナーシップの認定は、多様な家族のあり方の公的機関による承認であり、具体的な法的利益もさることがながら、社会の構成員としての承認といった、個人の尊厳にとっての象徴的な意味もある⁽⁵⁾。

以上の3つの具体例は、豊富な先例があるとともに、即座に取り組みが可能なものである。先述のとおり、この調査は自治体による取り組みが活発化している最中に実施されたものであり、現在ではより多くの自治体が具体的な取り組みに着手している。先行する自治体の事例紹介や自治体間での情報共有が、今後も活発に進められていくことを期待している。

おわりに

2015年あたりからの「LGBT ブーム」とも称される性的マイノリティに関する認識の高まりは、自治体における具体的な施策の実現に大きな動機付けを与えている。むしろ、渋谷区のパートナーシップ証明書発行事業や沖縄県那覇市のレインボーなは宣言に代表されるように、自治体の取り組みが「LGBT ブーム」を後押ししている。さまざまな自治体が、性自認や性的指向についての啓発活動を開始し、職員研修の実施や相談窓口の開設など、取り組みは確実に加速している。

しかし、本調査の結果から確認できるのは、自治体が性自認や性的指向の課題に取り組むための根拠は、「LGBT ブーム」以前から豊富に存在していた、という事実である。新しく出現した課題なのではなく、行

政文書に既に明記されており、いつでも施策を講じることが可能な課題なのだ。むしろ、国が人権課題と位置づけた2002年以降、さらには男女共同参画の文脈にも位置づけられた2010年以降、つい3年ほど前に「LGBT ブーム」が起きるまでの間、ほとんど具体的な施策が講じられてこなかったことこそ顧みなければならない。

自治体が施策を進める根拠文書は、おそらく多くの人々の認識とは異なり、豊富に存在している。実際に試行錯誤をくりかえしながら具体的な施策へと結びつけた自治体の先例もある。本調査はその実態の一端を明らかにした。条例や計画に文言を盛り込むことはスタート地点であり、意識啓発や理解増進の事業は通過点である。すべての人ひとりひとりの安心した生活を保障するために具体策を講じる根拠として使われて、はじめて条例や計画の実現へと近づいていく。この調査報告書が、忘れられてきた根拠文書の実現に少しでも貢献できれば幸いである。

※調査報告書が掲載されたウェブサイトは、右のQRコードからアクセス可能。



<http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/>

(注)

- (1) 本稿の記述は、谷口洋幸・石田仁・釜野さおり・河口和也・堀江有里 2017『全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査（2016（平成28）年4月～7月実施）報告書』（available at <http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/>）にもとづいている。詳細は同報告書を参照のこと。
- (2) 釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也 2016『性的マイノリティについての意識：2015年全国調査報告書』（available at <http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/>）。
- (3) 石田仁 2017「自治体悉皆調査の設計ならびに回答モード等の検討」『部落解放研究』206号、7-26頁。
- (4) たとえば、条例Web作成プロジェクト「条例Webアーカイブデータベース」(<http://jorei.slis.doshisha.ac.jp>)では、「性同一性障害」の記載がある条例は、34件検出できる。本調査では未回答の自治体も含まれており、さらなる調査・分析が必要である。
- (5) 渋谷区 2017「渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書」https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/com/partnership_hokoku29b.pdf, 26-37頁参照。

多様な性 のゆくえ

One side/No side [10]

宮田 一雄

みやた かずお
ジャーナリスト。公益財団法人エイズ
予防財団理事、特定非営利活動法人エ
イズ&ソサエティ研究会議事務局長。

ポジティブトークは何を伝えたか

1月号の第31回日本エイズ学会報告で書ききれなかったプログラムを一つ紹介したい。6人のHIV陽性者が登壇して自らの体験やメッセージを語る「ポジティブトーク」は最終日(11月26日)の朝一番のセッションとして組まれていた。座長の日本エイズ学会、松下修三理事長と日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス、高久陽介代表はその趣旨をこう語る。

「前向きに生きていこうということで応募があったHIV陽性者6人が話をする。研究や社会活動へのエールであり、ヒントでもある」(松下理事長)

「いままでメモリアルは行われてきた。その対になるプログラムです」(高久代表)

エイズで亡くなった人を偲ぶ「メモリアルサービス」は今学会で7回目の開催。一方、「HIVと向き合いながら今を生きる当事者の声に耳を傾ける」(抄録集から)というセッションは今回が初の試みであり、裏返しの偏見かもしれないが、スピーカーは全員がゲイ男性だろうと私は思っていた。

だが、6人のうち、1人は異性愛者の男性で、HIV感染判明後、当事者同士のサポートミーティングに参加し、そこで知り合ったHIV陽性の女性と結婚した。

ポジティブトークに続いて同じ会場で開かれたメモリアルサービスでは出席者の献灯が続く間、心が洗われるような歌声が流れる。歌っている女性が実はその結婚相手だということを知ってもう一度、驚いた。

ふだんはLiving Togetherなどと言っているのに、なんで驚くのか。これこそが「HIV陽性者はそこにはいない人」という私の勝手な思い込みの結果であることに思い至る。

国連合同エイズ計画(UNAIDS)の大島義幸さんもポジティブトークの6番目に登壇した。ご本人によると、エイズ学会には全体会議で講演したルイス・ローレス事務局次長の「かばん持ち」として随行したという。私は実は、UNAIDSの資料の和訳をめぐり、事前にeメールで何度かやり取りしていたので、その大島さんのお名前がポジティブトークの6人のリスト

に含まれていることを知って、これまた驚いた。

UNAIDSにはHIV陽性の人でも陰性の人でも働いている。あまりにも当然なその事実、なぜ驚くのか。自らの硬直化した発想に改めてがっかりする。同時にポジティブトークが好企画であったことも認識する。

「陽性者だからこそ分かること、できることがあると思う。自分が抱えている問題は孤立しているものではない」と大島さんは語った。

学会終了後、ジュネーブに戻った大島さんに再び連絡を取り、略歴や現在の職務内容について問い合わせた。国連開発計画(UNDP)などの国連機関や国際機関での勤務を経てUNAIDS事務局に入り、現在は技術顧問として、主に職場におけるHIV対策、啓発活動、陽性者問題や政策提言などを担当しているという。

海外生活は20年以上。HIV感染は10年前にニューヨークで知った。参考にいただいた「国際開発ジャーナル」誌2017年8月号ではこう語っている。

《社会的・経済的に弱い立場に置かれた人々が、偏見や差別を受けているがゆえに、疾病の予防や治療へのアクセスを阻まれている現実が、エイズ問題を通して見えてくる》

ポジティブトークで聞いた6人の話は、必ずしも前向き(ポジティブ)な内容ばかりではない。HIV陽性のパートナーを失った際に病院から受けた否定的な対応を語る人、認知症の母親の介護と自らの治療薬の副作用による精神的、身体的な二重の苦しみを振り返る人、病状の悪化で出席がかなわず高久さんがメッセージを代読した人もいる。

治療の進歩で長期生存が可能になったとはいえ、現在の日本の社会でHIVというウイルスを抱えて生きることは必ずしも容易なことではない。経済的には治療へのアクセスが確保されているとしても、感染を知るための検査を安心して受けられるのであれば、治療の機会を得ることはできない。「疾病の予防や治療へのアクセスを阻む要因」を考えれば、日本が抱える問題もまた、国際的に孤立してなどいないことが分かる。

連載第 23 回 ▶▶▶ 便が週 1 回程度です。原因は何ですか？

近頃、便が 1 週間に 1 回程度しか出ません。また出てもお腹に残った感じがずっと続いています。

便秘ってどういうものなんですか。

妊娠はしていないと思うのですが、妊娠と関係あるのでしょうか。

薬局で便秘薬を買おうと思うのですが、どれがよいのかよくわかりません。（17 歳女子）

一般には 1 週間に 3 回以上便が出ない状態を便秘といいますが、便秘の症状は人それぞれですが、お腹がいたいのに便が出てこない、強いいきんだらやっと出てくる、便を出しても残った感じがする、お腹にガスが溜まった感じが続く、または 1 回にたくさん出なくて兔の糞のような便が出るとかです。日本人女性の約 5 %、男性の約 3 %が便秘だといわれています。

便秘には、慢性便秘と急性便秘があります。慢性便秘は機能性便秘（原因が特定できない便秘）、過敏性腸症候群の便秘（腹痛や腹部の不快感を伴う便秘）、薬剤性便秘（薬の副作用による便秘）、症候性便秘（病気の症状によって起きる便秘）、器質性便秘（腫瘍などによって起きる便秘）、便秘型 IBS（便秘や腹痛、お腹の不快感がくりかえしあらわれるタイプの便秘）などに分けられます。また妊娠中の女性は、エストロゲンが増加し便秘になりやすくなります。エストロゲンは平滑筋を弛緩させる働きがあるためです。

機序（メカニズム）でいえば、腸の動きが緩慢で食物が口から肛門に行くまでに時間がかかるためにおき

る大腸通過遅延型便秘と、肛門までは普通の速さでくると、肛門が便に対して反応が遅いため直腸に便がたまる排出障害型便秘があります。慢性に比べて、急性便秘は一時的な症例がほとんどで、旅行など環境の変化が原因でおきる便秘です。

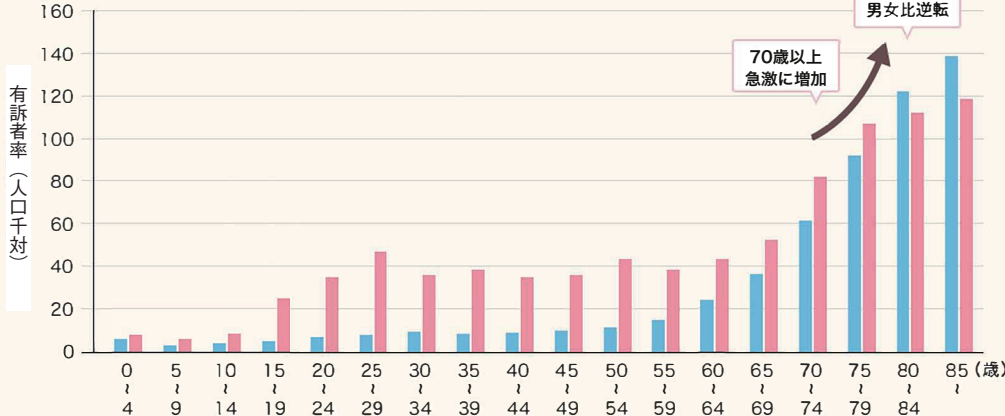
妊娠が原因でない場合、若い人に起きるのは、ほとんどが大腸通過遅延型便秘です。食事が不規則で、量や水分が足りない生活習慣が原因の場合、また体質的に便を運ぶ蠕動運動が弱い場合、そのほかがんや虚血性大腸炎などの病気が原因の場合などが考えられます。

尾高内科・胃腸クリニックの尾高健夫院長は丁度よい硬さの便をめざすために、「食事と生活を改善する 10 のポイント」をあげています。①朝食を抜かずにしっかりと 3 食を食べる、②食物繊維が多く脂肪分が少ない食事を心がける、③適度な水分を摂る、④腸内細菌のバランスを改善する、⑤ミネラルやビタミンをたっぷりと摂る、⑥規則正しい生活リズムを守る、⑦睡眠時間は十分に取る、⑧便意が起きれば我慢せずにトイレへ行く、⑨適度な運動と休息を習慣化する、⑩

リフレッシュする時間を作る、です。

とはいえ相談者のような慢性便秘症は、なかなか治りにくいので便秘薬の併用も必要になります。いずれにしろ便秘が悪くなる前に、病院できちんと受診して、生活指導を受け、薬物治療を開始することをおすすめします。

便秘に対する有訴者率（人口千対）【平成 25 年】



〔平成 25 年 国民生活基礎調査の概況〕厚生労働省、「便秘なんでもネット」ホームページより

[北海道札幌清田高等学校] (上)

全国に先駆けて、LGBT を 学ぶ授業に取り組む

国の市町村の魅力度ランキング調査で、常に上位にランクインする北海道札幌市。美しい街並みの北の街は、道内最大の人口規模を誇る政令指定都市でもある。今回は、その札幌市清田区にある公立（市立）の北海道札幌清田高等学校のLGBTを学ぶ授業の取り組みを紹介する。

2017年は、大きな意味のある年に

2017年6月1日、札幌市で「パートナーシップ宣誓制度」がスタートした。

これまで、パートナーシップ宣誓制度を導入しているのは、東京都渋谷区、同世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市の5つの自治体。

札幌市は6例目で、政令指定都市での導入は、札幌市が初めてとなる。また、全国で初めて性別違和等の通称名を認める制度になっているのも大きな特徴だ。

「パートナーシップ宣誓制度の導入やLGBTやその他の性的マイノリティの権利を訴えるパレード『レインボーマーチ』も4年ぶりに復活しました。

2017年は、札幌にとっても北海道にとっても、そしてLGBTの人たちにとって大きな年であったと思います。そう語るのは、北海道札幌清田高等学校の普通科専門コース「グローバルコース」でLGBTの授業に取り組む長沼教諭（地理・歴史科、公民科／国際理解担当）。

「本校では、毎年グローバルコース1年生にLGBTの授業を行っています。そのグローバルコースの行事の1つにゲストティーチャーを招いて学ぶ『グローバル講演会』があります。

記念すべき2017年は、札幌市でパートナーシップ制度を導入する土台づくりに貢献した上田文雄元札幌市長をゲストティーチャーとして招いて、グローバルコース1～3学年全体120名を対象に、LGBTの授業を実施しました」。

「上田元札幌市長は、行政のトップとして、LGBT

北海道札幌清田高等学校

校長・岡積義雄

生徒数 950名（グローバルコース120名、普通コース830名）

職員数 71名

(2018年1月31日現在)

の人たちの人権を保障する運動を続けてきました。その姿や思いに触れ、生徒たちに次の時代をつくってほしいという思いがありました」(長沼教諭)。

当日は、1学年3名ずつ9名1班の13グループをつくり、生徒同士のディスカッションも行われた。

テーマは「生まれ持った体は男性だが、心は女性と感じている親友から、制服はスカートをはきたいと相談されたらどうするか」―「自分は、受け止められる」、「いや、頭では受けとめられるけれど、賛成はできないかもしれない」など、生徒たちのあいだでさまざまな意見が活発に交わされた。

その後、上田元札幌市長と北海道札幌清田高校の岡積義雄校長の講話を交えながら、講師と生徒と意見交換を行った。

2003年から「LGBT」の授業に取り組む

近年、LGBTの授業に取り組む学校が増えていますが、北海道札幌清田高等学校は、全国に先駆けて「LGBT」の授業に取り組んだ学校である。

岡積校長によると、LGBTの授業を始めたのは、2003年度だったという。

「当時の清田高校の地歴公民科の細田孝哉教諭（現



グローバル講演会の岡積校長(左)、上田元札幌市長(右)

札幌市立山の手養護学校)、加藤裕明教諭(現札幌岸高等学校)、能登誠之助教諭(定年退職)が担当した1学年『現代社会』での取り組みでした。

特に細田教諭が中心となって、『現代社会』の年間計画として、6つのテーマで行う単元学習としました。現代社会の課題の中で関心があるテーマを生徒のアンケートをもとに設定しました。

イラク戦争(戦争と平和)や学校における子どもの人権、世界の貧困など2003年度に扱った6テーマのうちの一つが“『生』と『性』—同性愛について考える”だったのです。

この授業では、ゲイとエイズにまつわる偏見と差別に真っ向から闘う弁護士の姿を描いた、映画『フィラデルフィア』を鑑賞させ、これを生徒への問題提起とした。

また、現実を感じ、理解させるために北海道セクシャルマイノリティ協会(HSA)と連絡を取り、学校での講演を依頼。9クラスある1年生全員が体育館で『現代社会』2時間分の扱いで、HSAの講演を聴いた。

4名の当事者から、自分たちは社会の偏見・差別の中にあるが、性的指向の違いで差別されるべきものではないという信念が熱く語られたという。

「当事者の方の講演を聞いて、生徒たちはカミングアウトした勇氣、人権問題のもつ普遍性を痛感していました」と岡積校長は当時を振り返る。

翌2004年には、北海道札幌清田高等学校の現校長で、当時は同校の社会科を担当していた岡積教諭も授業に加わり、細田教諭と共にこの授業実践を継続した。

「LGBT関連の授業は、1年生の『倫理』で現在まで継続していますが、今年は私が本校に校長として着任したこともあり、改めてLGBTの授業に取り組むこととしました」(岡積校長)。



「LGBT」授業の様子

人権問題の視点から授業を構築

LGBTの授業を担当するのは、前出の長沼教諭である。

グローバルコースというイメージがあるせいか、「なぜグローバルコースでLGBTの問題を取り扱うのか」と聞かれることがしばしばあるそうだ。

それに対し長沼教諭は、「人権問題の視点からとらえているから必要なのです」と答えるのだという。

「そもそも、グローバルコースが目指すものは、グローバルな視野で考え、課題解決のためそれぞれの地域で行動し、社会に貢献する『地球市民』なのです。『地球市民』に必要なことは、たとえば、世界で起こっている紛争問題にしても『自分は、平和な日本で生まれてよかった』とすませしてしまうのではなく、同じ地球に住む人間としての当事者性をもつことです。自分が当事者だったら、課題解決に向けて何かしらの行動を起こすはずで、それができる『地球市民』を育てていきたいと思うのです。日本では性教育が遅れているのは間違いありません。しかし、もっと遅れているのは何かというと、私たちの人権意識です。LGBTへの偏見の根本にあるのは、人権意識の低さです。性的マイノリティの人たちの人権を、どうやって保障していくのかを当事者とともに考える、そういう視点からLGBTの授業を構築しました」(長沼教諭)。

LGBTの授業の単元名は「『生』と『性』」(8時間扱い)。生徒たちが、2か月のLGBTの授業を通して、どんなふうになっていくのだろうか。次回は授業の内容を紹介する。

(取材・文 中出三重/エム・シー・プレス)

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

家族の和解にも一役

個人的な話からはじめて恐縮だがー。私は四半世紀も前に、著作で同性愛者であることをカミングアウトしたのだが、そのときの蛮勇は、根底的な自己肯定感からもたらされたように思う。たぶん、それを育んだのは母親の愛情だった。大正生まれの女性ゆえ、当然、同性愛に偏見もあったが、息子のどんな面も個性として受け止めようという懐の深さがあった。

「あなたはあなたのままでいいのよ」という親の承認は、かくもありがたい。そういう心の基礎工事がしっかりなされていないと、自分を肯定することも、誰かを愛することもままならない。しかし昨今は親の子どもへの関わり方が根本的に間違っている、というのが本書『ウンコのおじさん』の出発点になっている。単にコントロールする・されるという依存関係からは、親は子どもに「マトモな人生を送るための学びの場となるホームベース」を与えられない、と。

著者は論客、宮台真司氏（ほか二人の男性）で、父親としての経験や、彼自身の幼少期の体験をもとに、社会学はもとより人類学、教育学などの知見を縦横に用いながら、子育てについて本質的な議論をしている。

母親の役割が子どもにゆりかごのようなまどろみ、つまり万能感を与えるものなら、父親の役割はそれを断念させること。その大いなる肯定と、痛みを伴う否定の両方を与えることが大切だという。父の役割によって子どもは、自分も、そして親も社会のなかでは小さな存在にすぎないことを知る。また、その気づきがないと、過度な親のコントロールによってもたらされた万能感を払拭できず、社会に自分をうまく接続できない。結果、損得勘定しか考えらず、恋愛にも政治にもまっとうに関わることはできない大人になるしかない、という分析（ただし、父母の役割を担うのは男女



子育て指南書 ウンコのおじさん

宮台 真司 / 岡崎 勝 / 尹 雄大【著】
ジャパンマシニスト社
定価 1500 円＋税

どちらでもいいし、一人二役でもかまわない)。

宮台氏はここで、そうならないための思考や、処方箋をさまざま提示している。「かつては親子に介入するさまざまな関係がありました。親が『縦』の関係だとすれば、友だちは『横』の関係。親戚や近所のおじさんは『斜め』の関係です」。現在は近所に斜めからユニークなそそのかしをしてくれる「へんなおじさん」がいない。ということで、自ら「ウンコのおじさん」と称して、子どもたちの登校時間に合わせて、蠟石で地面や柱にウンコの絵を描いている「へんなおじさん」を演じて彼らを感化した、という実践には爆笑した。けれど、そのような「ノイズ」を与えてくれる大人の存在こそが、親から子への過剰なコントロールを断念させる力にもなる。いろんな方向から吹いてくる風にさらされることで子どもは十全に育つのだ。

宮台氏は性教育へも厳しい視線を向ける。「妊娠の恐怖」や「性感染症の恐怖」などを煽る不安教育ばかりやっているから、子どもたちを恋愛から退却させ、損得勘定でしか人や社会に関われない人間を作ってしまった。けれど利得を超える愛を教えるには、自らの人生をかけて伝えなければダメで、それに足る人材が不足しているのが問題だ、とする。

大人が育たなければ子どもは育たない。親が病んだままでは負の連鎖が続いていく。本書は、子育てを学びながら大人が自分を育て直すための示唆にも富む。

ところで、宮台氏の分析を読みながら、私は自分の父のことを思い出していた。昭和のガンコ親父で大酒飲みだったから、会話にもならない関係で、子ども心に苦手だった。しかし彼がある意味、社会というものに理不尽さを知らしめ、一方で経済的な庇護（それも愛だろう）を与えてくれたからこそ、私は曲がりなりにも大人になれたのだと、気づかされた。

という具合に、この本は家族の和解にも効く処方箋を、その引き出しに秘めている！（作家 伏見憲明）

▶▶ **3月3日(土) 10:00~16:30** ◀◀

第28回 女と健康フェスティバル

「いまあらためて問う 性と生殖に関する健康と権利」
～女(わたし)のからだを通して～

内容

●午前の部 10:00～

- 分科会①「女からだ110番 集中電話相談から」
- 分科会②「産む・産まないはわたしが決める」
- 分科会③「DV/性暴力被害者の回復に身体的アプローチはどう効果的か Part2」

※各分科会は定員50名(定員になり次第締切)

●午後の部 13:00～

- オープニングパフォーマンス
劇団WCO アンティゴヌシアター 旗揚げ公演「黒いりぼん」
- 特別対談
「そもそも女の権利とは」
加藤治子さん(産婦人科医)
雪田樹里さん(弁護士)

会場 ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)
(大阪市中央区大手前1-3-49)

主催・問い合わせ等

受講料/当日券4000円/前売券3000円 定員/150名(先着順)
主催・問合せ先/ウイメンズセンター大阪
〒162-0843 大阪市阿倍野区旭町2-1-123
TEL 06-6632-7011 FAX 06-6632-7012
E-mail:wco@wco-net.jp

▶▶ **3月3日(土)・4日(日)** ◀◀

第32回 日本助産学会学術集会

母子と女性を守る助産の 知と技、そして連携

内容

- 会長講演●「母子と女性を守る助産の知と技、そして連携」
村上明美氏(神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部学部長)
- 教育講演●「わざと言語という思想:わざの伝承を支えるもの」
生田久美子氏(田園調布学園大学学長)、「災害時の小児周産期医療—災害時小児周産期リエゾン養成を開始して—」海野信也(北里大学病院 病院長・北里大学医学部産科学教授)、「周産期医療の安全と連携—宮崎県の取り組み—」池ノ上克(宮崎大学学長)
- 特別講演●「最初の1,000日の栄養」中村丁次(神奈川県立保健福祉大学学長)ほか。

会場 パシフィコ横浜(神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1)

問い合わせ等

参加費/事前・会員12000円(当日13000円)
事前・一般14000円(当日15000円)、学生5000円
運営事務局/株式会社メディカル東友コンベンション事業部
TEL 046-220-1705 FAX046-220-1706
E-mail jam32@mtouyou.jp URL
<http://www.mtouyou.jp/jam32/>

▶▶ **3月 24日(土)・25日(日)** ◀◀

GID(性同一性障害)学会 第20回研究大会・総会

「性別を越える 性別を超える 二元論からの飛翔」

会場 御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター(東京都千代田区神田駿河台4-6)

主なプログラム

- 24(土) 会長講演「性別を越える 性別を超える 二元論からの飛翔」針間克己(はりまメンタルクリニック)
特別講演「GID学会20年の歩みをふりかえる」三橋順子(明治大学文学部)
特別報告「性同一性障害の保険適用」谷合正明(参議院議員)、中塚幹也(岡山大学大学院保健学研究科)
シンポジウム①、シンポジウム②ほか
- 25(日) シンポジウム③「Xジェンダーって何?」、シンポジウム④「トランスジェンダーへの心理的支援」、
教育講演①「2020年東京五輪の選手の性別はいかに決定されるか」難波聡(埼玉医科大学病院産婦人科)ほか

問い合わせ等

参加費:①医師・看護職・心理士・教師等資格取得者・研究者8000円 ②一般(①以外)3000円
入会金:2000円(参加は原則として入会手続きを済ませた方に限る)
事務局:はりまメンタルクリニック(東京都千代田区神田小川町3-24-1 カスタリア御茶の水102)
TEL 03-5281-4800 FAX03-5281-4801
運営事務局:株式会社ウィアライブ コンベンション事業部内
TEL:03-3552-4170 FAX:03-3552-4178 E-mail:gid20@ouialive.co.jp

2014年3月 WAS 諮問委員会で承認された改訂版「性の権利宣言」を増補

〔増補版〕『セクシュアル・ヘルスの推進 行動のための提言』

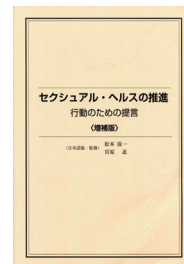
日本語版監修 松本清一・宮原 忍

◆B5判：72頁、頒価 800円

主な内容

セクシュアル・ヘルスの特徴/セクシュアル・ヘルス上の留意点と問題/セクシュアル・ヘルス増進のための行動と戦略/WASの「性の権利宣言（初版）/WASの「性の権利宣言」（改訂版）

※送料：1冊 250円、2冊～7冊 360円、8・9冊 510円、10～12冊 870円、13冊～19冊 1180円、20冊以上無料。

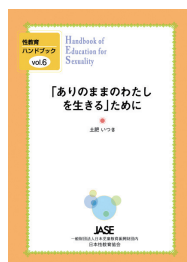


性教育ハンドブック Vol.6

『「ありのままのわたしを生きる」ために』

土肥いつき著

◆A5判：86頁、頒価 500円



主な内容

港にて（自分史の試み…）/船出のとき（小さなトゲのような思い…）/帆をあげる（教員生活のはじまり…）/舵を切る（「身体改造の」開始…）/嵐の中で/かすかに見えた航路/新たな旅へ

著者プロフィール

1985年より京都府立高校教員。セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク副代表、トランスジェンダー生徒交流会世話人、まんまるの会（関西医科大学附属病院ジェンダークリニック受診者の会）世話人代表など。映画『coming out story』に出演。

既刊（性教育ハンドブック）

☆性教育ハンドブック Vol.5 『21世紀の課題＝今こそ、エイズを考える』池上千寿子著 A5判・68頁 500円

☆性教育ハンドブック Vol.4 『性教育の歴史を尋ねる～戦前編～』茂木輝順著 A5判・92頁 500円

※送料：1～4冊 180円、5冊～8冊 360円、9冊 510円、10～14冊 870円、15冊～19冊 1180円、20冊以上無料。

◆JASE ホームページ <http://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】必ず事前に電話で予約が必要です（tel 03-6801-9307）。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】月～金曜日 10：30～17：30

【休室日】土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<http://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室利用方法

収集文献・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者・セクソロジー（自然科学系、人文・社会学系）、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際（海外団体資料・海外学術誌）、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<http://www3.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

関西性教育研修セミナー 10周年記念誌

性について、語る、学ぶ、考える



昨今は、性教育・性科学の世界にも新しい風が吹きつつある。性教育をめぐる5W1H（誰が、何を、誰に、いつ、どこで、どのように教えるのか）には、異なる価値観の対立が伴うがゆえに、時として激しいバッシングに見舞われることもある。同時代を生きる古い仲間や新しい仲間とのつながりを大切にしつつ、性教育を次世代につなぐために自分たちにできることは何かを常に問い続けてゆきたい。

本書は、関西性教育研修セミナーの10年間の取り組みをまとめるとともに、セミナー登壇者の何人かをお願いし、現在の性の課題と今後の展望について執筆いただいた。さまざまな現場や経験に基づくバリエーションある報告は、まさに性の幅広い側面を示している。

- 編集／関西性教育研修セミナー実行委員会
- 発行／日本性教育協会
- A4判・ソフトカバー 128頁
- 頒価 800円

主な目次

性暴力

教育現場における性暴力被害への支援と課題／野坂祐子
性暴力の「理解」と「治療教育」を求めて／藤岡淳子
規定される性、聞こえない声。／岡田実穂
資料

HIV / AIDS

記者から見たエイズ対策／宮田一雄
「ちいさな学校」の経験／ブ・ド・ラ・マドレーヌ
HIV / エイズについての医療現場からのメッセージ／白野倫徳
HIV と性の健康／生島 嗣
資料

性の多様性

「語る」社会か「語らなくていい」社会か／土肥いつき
性別違和と子どもたち／康 純

「性」について考えること：西から東、そして北東北へ／宇佐美翔子
「性の多様性」と共生する社会に向けて／東 優子
資料

性教育

30年の性教育の実践／秋山繁治
知的障がいのある生徒への性の指導と支援／池川典子
LGBTを排除しない性教育のあり方／東 優子
資料

性と社会

社会は性に蓋をかぶせる／池上千寿子
「死にたいと思いつつも、助けてほしい」／渋谷哲也
二人の性科学者と Nature vs. Nurture 論争／東 優子
性科学／教育の過去・現在・未来／ミルトン・ダイヤモンド
資料

◆本書は JASE ホームページ <http://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。
または、Email info_jase@faje.or.jp TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478 までお申し込みください。